

平成26年度奈良県国民保護計画の変更について（概要）

◇ 主な変更点

1 「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更

- (1) 警察災害派遣隊の新設に伴う修正
- (2) 警報等の情報伝達的手段としてエムネット、Jアラートを追加
- (3) 都道府県の区域を越える避難の場合における輸送手段の確保等の事務の委託を追加
- (4) 大規模集客施設等における避難等の国民保護措置実施の円滑化を追加
- (5) 核攻撃等における避難住民等のスクリーニング及び除染等の実施を追加
- (6) 国民保護の救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管に伴う整理

2 奈良県地域防災計画の見直しに伴う変更

- (1) 原子力事故災害の際に、福井県などからの避難者の受入れへの積極的な協力について追加
- (2) 県地域防災計画の参照先の修正

3 県独自の事態警戒体制の設置者の明確化に伴う変更

4 県の組織変更に伴う変更

5 統計数値等の時点修正に伴う変更

6 その他、記述の整理に伴う変更

奈良県国民保護計画 新旧対照表

平成26年11月14日閣議決定

1 国民の保護に関する基本指針の変更（平成25年3月22日及び平成26年5月9日閣議決定）に伴う変更

変 更 前	変 更 後
<p>第2編 第1章 第2節 第3</p> <p>3 <u>広域緊急援助隊の充実・強化</u></p> <p>県警察は、他の都道府県警察と連携して、<u>広域緊急援助隊が直ちに</u>出動できるよう隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。</p> <p>第2編 第1章 第3節</p> <p>1 非常通信体制の整備</p> <p>県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>第2編 第1章 第2節 第3</p> <p>3 <u>警察災害派遣隊の充実・強化</u></p> <p>県警察は、他の都道府県警察と連携して、<u>広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊が直ちに</u>出動できるよう隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。</p> <p>第2編 第1章 第3節</p> <p>1 非常通信体制の整備</p> <p>県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p> <p><u>また、県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、中央防災無線、消防防災無線、防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第2編 第1章 第4節 第2</p> <p>1 警報等の通知先となる関係機関 国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編（関係機関連絡先）に掲げるとおりである。</p> <p>2 警報の伝達のための準備 県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設については、市町村との役割分担も考慮して定める。</p>	<p>第2編 第1章 第4節 第2</p> <p>1 警報等の通知先となる関係機関 国の対策本部長が発令した警報が、<u>内閣官房から緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、消防庁から全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等により通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編（関係機関連絡先）に掲げるとおりである。</u></p> <p>2 警報の伝達のための準備 県は、<u>内閣官房から緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、消防庁から全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等により警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設については、市町村との役割分担も考慮して定める。</u></p>
<p>第3編 第2章 第2</p> <p>1 情報通信手段の確保 県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、<u>L G W A N（総合行政ネットワーク）</u>等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	<p>第3編 第2章 第2</p> <p>1 情報通信手段の確保 県は、<u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、中央防災無線、消防防災無線、防災行政無線等を中心に、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するとともに、これら情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行う。</u></p>
<p>第3編 第4章 第1節 第2</p> <p>2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 (1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当</p>	<p>第3編 第4章 第1節 第2</p> <p>2 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 (1)「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当</p>

該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。

第3編 第4章 第2節 第2

1 住民に対する避難の指示

(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

③避難の指示における事態ごとの留意事項の表中

事 態	留 意 事 項
武力攻撃原子力災害の場合	<p>○ 国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、<u>事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>コンクリート屋内等への屋内避難を指示</u>・ <u>事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示</u>

(4) 避難の指示に際して調整を要する課題

⑤ 国による支援の確認

該市町村が含まれる場合

緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) で緊急情報を受信した場合、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。同報系防災行政無線を保有していない場合は、広報車による地域巡回などの方法により、住民に警報発令の事実を速やかに周知させるものとする。

また、警報の伝達には緊急速報メールも積極的に活用するものとする。

第3編 第4章 第2節 第2

1 住民に対する避難の指示

(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

③避難の指示における事態ごとの留意事項の表中

事 態	留 意 事 項
武力攻撃原子力災害の場合	<p>○ 国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなる。</p> <p><u>本県は原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域 (原子力災害対策重点区域)」には位置しないが、事態の推移に応じ、次のような指示を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>まずはコンクリート屋内等への屋内避難を指示</u>・ <u>その後、事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示</u>

(4) 避難の指示に際して調整を要する課題

⑤ 国による支援の確認

変 更 前	変 更 後
<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・<u>防衛庁</u>への支援要請 <p>3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p>第3編 第5章 第2</p> <p>1 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求め。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p><u>厚生労働大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>1 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)(資料編参照)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・<u>防衛省</u>への支援要請 <p>3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整</p> <p><u>(4)「避難先地域」を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。</u></p> <p>8 <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設管理者等との連携</u></p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>第3編 第5章 第2</p> <p>1 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求め。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。</p> <p><u>内閣総理大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>1 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)(資料編参照)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>

第3編 第5章 第4

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

第3編 第7章 第2節 第1

4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置にあたっての留意事項
核攻撃等	核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

第3編 第7章 第3節 第5

1 消防に関する措置等

(2) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

第3編 第5章 第4

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ・医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施

第3編 第7章 第2節 第1

4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置に当たっての留意事項
核攻撃等	核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</u>

第3編 第7章 第3節 第5

1 消防に関する措置等

(2) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

変 更 前	変 更 後
<p>用語定義集</p> <p><u>広域緊急援助隊</u> 大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力等を持つエキスパートチーム。全国全ての都道府県警察に設置されている。</p> <p>指定行政機関 (略) 内閣府、国家公安委員会、警察庁、<u>防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省</u></p> <p>指定地方行政機関 (略) 沖縄総合事務局、管区警察局、<u>防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、</u>地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方</p>	<p>用語定義集</p> <p><u>警察災害派遣隊</u> 東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、部隊派遣体制を拡充するために設置された部隊。大規模災害発生時に、直ちに被災地に派遣される即応部隊と、大規模災害発生時から一定の時間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により編成されている。</p> <p><u>原子力災害対策重点区域</u> 原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ等を考慮し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。 原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとされており、国の原子力災害対策指針では、原子力発電所から概ね30km圏内とされている。</p> <p>指定行政機関 (略) 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、<u>厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省</u></p> <p>指定地方行政機関 (略) 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区</p>

<p>航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台管区海上保安本部</p> <p><u>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）</u></p> <p><u>緊急事態が発生した場合の周辺住民等への迅速な情報提供などの手段の確保、緊急時環境放射能モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の周知、避難経路及び場所の明示など、防災対策を準備しておくため、あらかじめ影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から原子力施設の周辺に十分な余裕をもった一定範囲に区間を決めておき、その範囲に対して防災対策を充実させておくことによって緊急事態に対処できる、とされる範囲のこと。</u></p>	<p>气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局</p>
<p>2 奈良県地域防災計画の見直し（平成26年4月1日）に伴う変更</p>	
<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>
<p>第1編 第4章</p> <p>1 地形</p> <p>本県は、近畿地方の中央より南に位置し、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。海に面していないのが大きい特徴である。</p> <p>地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。</p> <p>北部低地帯は奈良盆地を中心に、これをとりまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²の平坦な地形である。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。</p> <p>奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は、海拔400～500 mの高原である。また宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100 m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯からなる。</p> <p>南部山岳地帯は県の南部一帯を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重</p>	<p>第1編 第4章</p> <p>1 地形</p> <p>本県は、近畿地方の中央より南に位置し、北東から北西にかけて京都府、大阪府に接し、南西から南は和歌山県に、東は三重県に接している。海に面していないのが大きい特徴である。</p> <p>地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。</p> <p>北部低地帯は奈良盆地を中心に、これをとりまく生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北約30km、東西約16km、面積約300km²の平坦な地形である。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。</p> <p><u>大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部に「亀の瀬」と呼ばれる地区があり、明治以降3度（明治36年7月、昭和6～8年、昭和42年2月）にわたり大規模な地すべりが発生している。仮に同地区で地すべりが発生し、15mの高さでせき止められ、大和川が完全に閉塞した場合、</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は、大峰山系によって十津川流域と北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。</p> <p>2 気候・気象の特徴 (2) 気象の特徴 ③降水量 本県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000 m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。図3は地域気象観測(アメダス)資料による県の年平均降水量の分布図である。 これによると、奈良盆地を中心とする平野部では年降水量が1,400mm以下で、全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上</p>	<p><u>奈良県側は総面積約600ha、4,700世帯以上の住民、650以上の会社、230ha以上の田畑が浸水することになると予想されている(国土交通省近畿地方整備局ホームページより)が、平成26年8月現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了している。</u></p> <p>奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は、海拔400～500 mの高原である。また宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100 m前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯からなる。</p> <p>南部山岳地帯は県の南部一帯を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は、大峰山系によって十津川流域と北山川流域とに分けられ、大台ヶ原、伯母ヶ峰、山上ヶ岳、大天井ヶ岳、武士ヶ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。</p> <p><u>なお、平成23年紀伊半島大水害では、県内約1,800か所で土砂移動現象が発生した。崩壊土砂量は紀伊半島全体で約1億m³(東京ドーム80杯分)と推定されている。これは戦後の豪雨災害では最大の土砂量であり、そのうち約9割の8,600万m³が県内で発生したと推定されている。</u></p> <p><u>また、紀伊半島大水害では崩壊面積10,000 m²以上、推定崩壊深10m以上等の深層崩壊が54か所発生した。「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム検討会」(事務局：県深層崩壊対策室)の調査結果からは、深層崩壊を含む大規模土砂崩壊は累積雨量が600～1,000mm超で発生し、降雨のピーク後にも崩壊が発生したことが分かっている。</u></p> <p>2 気候・気象の特徴 (2) 気象の特徴 ③降水量 本県は、北部には奈良盆地を中心とする大和平野があり、南部は標高1,000 m以上の山地であるため、降水分布に大きな差がある。図3は地域気象観測(アメダス)資料による県の年平均降水量の分布図である。 これによると、奈良盆地を中心とする平野部では年降水量が1,400mm以下で、全国平均を下回る少雨地帯であるのに対し、南部山地では2,000mm以上</p>

の降水があり、特に、南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。

また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

の降水があり、特に、南東部の大台ヶ原山地では5,000mm以上に達する日本屈指の多雨地帯となっている。南北のコントラストがはっきりしているのが特徴である。

また、雨の降り方にも大きな特徴がある。台風または熱帯低気圧の北上に伴った南東気流の影響で、北部では雨らしい雨が降らなくても、大台ヶ原山地周辺の狭い地域では500～800mmの大雨が降る場合がある。この現象を「背降り」という。

なお、平成23年台風第12号では、8月30日18時から9月4日24時までの総降水量が紀伊半島の南東部を中心に広い範囲で1,000mmを超えており、一部の地域では2,000mmを超えた（国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では、30日夜から5日未明の間の総降水量が2,436mmと観測された）。本県において、過去およそ100年間で台風等によるそれまでの最大降水量は1,241mmであり、それをはるかに上回る降水量が記録された。

また、県南東部では1時間に40mmを超える激しい雨が解析された。

県北部においても、平成24年8月11日に、山添村付近、奈良市付近、天理市付近で解析時間雨量が100mmに達し、記録的短時間大雨情報が相次いで発表されたほか、平成25年8月5日には奈良市半田開町で8月の観測史上最大となる時間雨量58.0mmが観測されるなど、近年、局所的豪雨が多発する傾向にある。

7 文化財

文化財は国民の文化的資産であり、後世に伝えていくべき大切な財産でもある。建造物、美術工芸品などの形のあるものから芸能や工芸技術などの無形のものまで広範囲にわたる。

本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画（基本計画編第2章第9節 文化財災害予防計画）に準じて、被害を防止するための対処を行う。

7 文化財

文化財は国民の文化的資産であり、後世に伝えていくべき大切な財産でもある。建造物、美術工芸品などの形のあるものから芸能や工芸技術などの無形のものまで広範囲にわたる。

本県には数多くの文化財があり、その保存は我々の重要な責務であることから、武力攻撃事態等についても自然災害同様、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第2章第27節 文化財災害予防計画）に準じて、被害を防止するための対処を行う。

8 その他

県内には原子力施設が存在せず、また、他の都道府県にある原子力施設に関して、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency P1

8 その他

本県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所から概ね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害

変 更 前	変 更 後
<p><u>anning Zone)</u>にも県の地域は含まれていないことから、国内の原子力施設において放射性物質又は放射能が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合、県は、県民の避難等の対応を迫られるものではない。</p> <p><u>しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、本県の近くにある原子力事業所の把握が必要となる。</u></p> <p><u>本県に隣接する原子力事業所は次のとおり。</u> (略)</p> <p>第2編 第2章 第3 4 輸送力の確保に関する体制の整備</p> <p>県は、<u>奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第15節 緊急輸送計画）</u>に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p> <p>第2編 第4章 第2 1 防災のための備蓄との関係</p> <p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、<u>奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画参照）</u>で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p> <p>第3編 第2章 第1 3 県対策本部における広報等</p> <p>県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県</p>	<p><u>対策重点区域)」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力事故災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。</u></p> <p><u>なお、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。</u></p> <p><u>近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。</u> (略)</p> <p>第2編 第2章 第3 4 輸送力の確保に関する体制の整備</p> <p>県は、<u>奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第19節 緊急輸送計画）</u>に準じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、近畿運輸局等及びその他運送関係機関と連携を図りながら、緊急輸送に必要な車両等の確保が円滑にできるよう体制の整備に努める。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p> <p>第2編 第4章 第2 1 防災のための備蓄との関係</p> <p>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、<u>奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画）</u>で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備に努める。</p> <p>第3編 第2章 第1 3 県対策本部における広報等</p> <p>県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県</p>

民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第8節 広報計画）に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。

第3編 第3章 第9

2 ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（震災対策編第3章第12節 ボランティア活動支援計画）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。

3 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第3編 第4章 第2節 第2

1 住民に対する避難の指示

(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

② 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第19節 防疫、保健衛生活動）に定める愛玩動物の収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。

民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第10節 広報計画）に準じて、県対策本部における広報広聴を行う。

第3編 第3章 第9

2 ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、奈良県地域防災計画（地震編第3章第32節 ボランティア活動支援計画）に準じて、円滑なボランティア活動が行われるようその支援に努める。

3 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画）に準じて、救援物資の受け入れ、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施するための体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第3編 第4章 第2節 第2

1 住民に対する避難の指示

(3) その他避難の指示を行うに際しては、下記について留意するものとする。

② 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」（資料編参照）を踏まえ、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生計画）に定める愛玩動物の収容対策その他所要の措置を講ずるものとする。

変 更 前	変 更 後
<p>第3編 第5章 第1</p> <p>1 救援の実施 (略)</p> <p>なお、救援に関する人員及び物資の輸送にあたっては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第15節 緊急輸送計画）に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与 奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第14節 避難対策ほか）に準じて実施する。また、避難所の運営管理に関して、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとする。 そのほか、次の点に留意して行う。 (略)</p> <p>(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第17節 食料、生活必需品の供給計画、第18節 給水計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (略)</p> <p>(3) 医療の提供及び助産 奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第10節 医療救護計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。 (略)</p> <p>(5) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防</p>	<p>第3編 第5章 第1</p> <p>1 救援の実施 (略)</p> <p>なお、救援に関する人員及び物資の輸送に当たっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第19節 緊急輸送計画）に準じて実施するものとする。この場合において、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、各々で定めている国民の保護に関する業務計画に基づき実施する国民保護措置に配慮するものとする。</p> <p>第3編 第5章 第3</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与 奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第2節 避難生活計画ほか）に準じて実施する。また、避難所の運営管理に関して、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとする。 そのほか、次の点に留意して行う。 (略)</p> <p>(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第21節 食料、生活必需品の供給計画、第22節 給水計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。 (略)</p> <p>(3) 医療の提供及び助産 奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第18節 医療救護計画）に準じて実施するほか、次の点に留意する。 (略)</p> <p>(5) 埋葬及び火葬 武力攻撃災害の際に死亡した者の遺体が葬られないまま放置されるのを防</p>

ぐために応急的に行うものであり、実施にあたっては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第20節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

(6) 電話その他の通信設備の提供

(略)

なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等特に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第13節 災害時要援護者の支援計画）に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第24節 住宅応急対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

(8) 学用品の給与

奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第22節 文教対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

第3編 第7章 第2節 第2

奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第42節 原子力災害応急対策）に準じて対処するものとする。

第3編 第9章 第1

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画（基本計画編第3章第19節 防疫、保健衛生計画）に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。

ぐために応急的に行うものであり、実施に当たっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第24節 遺体の火葬等計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

(6) 電話その他の通信設備の提供

(略)

なお、高齢者、障害者、外国人、観光客等特に配慮を要する者に対しては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第3節 災害時要援護者の支援計画）に準じて情報伝達や情報提供等を行うものとする。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施に当たっては、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第4節 住宅応急対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

(8) 学用品の給与

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第28節 文教対策計画）に準じて行うほか、次の点に留意する。

(略)

第3編 第7章 第2節 第2

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第39節 原子力災害応急対策）に準じて対処するものとする。

第3編 第9章 第1

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第23節 防疫、保健衛生計画）に準じて行うほか、次に掲げる措置を実施するよう努める。

変 更 前	変 更 後
<p>第3編 第9章 第2</p> <p>2 廃棄物処理対策（資料編参照）</p> <p>県は、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、<u>奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第21節 廃棄物の処理及び清掃計画）</u>に準じて廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編 第9章 第3</p> <p>3 復旧について</p> <p>県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、<u>奈良県地域防災計画（震災対策編第3章第29節 文化財災害応急対策）</u>に準じて復旧の対策を講じる。</p> <p>第3編 第10章 第2</p> <p>1 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、<u>奈良県地域防災計画（基本計画編第3章第22節 文教対策計画）</u>に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>3 就労状況の把握と雇用の確保</p> <p>県は、<u>奈良県地域防災計画（基本計画編第4章第2節 被災者の生活確保）</u>に準じて、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に<u>努める</u>。</p> <p>第3編 第10章 第3</p> <p>1 県による生活基盤等の確保</p>	<p>第3編 第9章 第2</p> <p>2 廃棄物処理対策（資料編参照）</p> <p>県は、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、<u>奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第25節 廃棄物の処理及び清掃計画）</u>に準じて廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編 第9章 第3</p> <p>3 復旧について</p> <p>県教育委員会は、武力攻撃災害により発生した文化財の被害については、<u>奈良県地域防災計画（地震編第3章第35節 文化財災害応急対策）</u>に準じて復旧の対策を講ずる。</p> <p>第3編 第10章 第2</p> <p>1 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、<u>奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第28節 文教対策計画）</u>に準じて、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>3 就労状況の把握と雇用の確保</p> <p>県は、<u>奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第4章第2節 被災者の生活の確保）</u>に準じて、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に<u>努める</u>。</p> <p>第3編 第10章 第3</p> <p>1 県による生活基盤等の確保</p>

(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画（震災対策編第3章第22節 ライフライン施設の応急復旧計画）に準じて必要な措置を講ずる。

(1) 水道用水供給事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために、奈良県地域防災計画（地震編第3章第18節 ライフライン施設の災害応急対策計画）に準じて必要な措置を講ずる。

第4編 第1章 第1

第4編 第1章 第1

1 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

1 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に奈良県地域防災計画（震災対策編第3章第21節 公共施設等の応急復旧計画及び第24節 二次災害の防止活動計画）に準じて、応急の復旧を行う。

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に奈良県地域防災計画（地震編第3章第14節～第17節）に準じて、応急の復旧を行う。

3 県独自の事態警戒体制の設置者の明確化に伴う変更

変 更 前

変 更 後

第2編 第1章 第1節 第2

第2編 第1章 第1節 第2

3 県の体制及び職員の参集基準等

3 県の体制及び職員の参集基準等

(1) 職員参集基準の表中

(1) 職員参集基準の表中

体 制	参 集 基 準
①事態警戒体制A	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集
②事態警戒体制B	<u>県対策本部体制に準じて職員の参集を行う</u>
③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に

体 制	参 集 基 準
①事態警戒体制A <u>（危機管理監が設置、設置時は知事等に報告※）</u>	防災統括室職員、消防救急課職員及び安全・安心まちづくり推進課職員並びに各部局主管課連絡員が所属執務室に参集
②事態警戒体制B <u>（知事が設置※）</u>	<u>事態の規模に応じ、動員規模を知事が決定（奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画）に定めるA動員またはB動員体制とする）</u>
③県対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等の各々の執務室に

変 更 前		変 更 後	
	参集	<u>(事態警戒体制を敷いた後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、知事により県対策本部を設置※)</u>	参集(奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第5節 活動体制計画)に定めるC動員体制とする)
第3編 第1章 第1	事態警戒体制Aは、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、事案の情報収集等所要の連絡調整に万全を期する。	※ 第3編第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置及び第3編第2章 県対策本部の設置等を参照	第3編 第1章 第1
第3編 第1章 第2	事態警戒体制Bは、県対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。	事態警戒体制Aは、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事案の発生を把握した場合において、県としての確かつ迅速に対処するため、事案の情報収集等所要の連絡調整に万全を期するため、 <u>危機管理監が配備することができる。</u>	第3編 第1章 第2
4	県の組織変更(平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日及び平成25年4月1日)に伴う変更	4	近接する府県の間での情報共有
第2編 第1章 第2節 第3	4 近接する府県の間での情報共有	第2編 第1章 第2節 第3	4 近接する府県の間での情報共有

変 更 前	変 更 後
<p>広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>特に生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、<u>保健環境研究センター</u>等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>第2編 第1章 第5節 第1 2 県の研修機関における研修の活用</p> <p>県は、<u>県自治能力開発センター</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。</p> <p>第3編 第2章 第1 2 県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="161 877 1079 1407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 地域振興部長 <u>文化観光局長</u> <u>福祉部長</u> <u>こども家庭局長</u> <u>健康安全局長</u> くらし創造部長 景観・環境局長</p> </div>	<p>広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する府県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>特に生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、<u>保健研究センター</u>、<u>景観・環境総合センター</u>等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>第2編 第1章 第5節 第1 2 県の研修機関における研修の活用</p> <p>県は、<u>県自治研修所</u>等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。</p> <p>第3編 第2章 第1 2 県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の組織及び機能の表中</p> <div data-bbox="1164 877 2083 1407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県対策本部員 教育長 県警察本部長 危機管理監 総務部長 知事公室長 地域振興部長 <u>観光局長</u> <u>健康福祉部長</u> <u>こども・女性局長</u> <u>医療政策部長</u> くらし創造部長 景観・環境局長</p> </div>

変 更 前

商工労働部長
農林部長
土木部長
まちづくり推進局長
水道局長

各部局

総務部
知事公室
地域振興部
文化観光局
福祉部
こども家庭局
健康安全局
くらし創造部
景観・環境局
商工労働部
農林部
土木部
まちづくり推進局
水道局

第3編 第7章 第2節 第1

3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国

変 更 後

産業・雇用振興部長
農林部長
県土マネジメント部長
まちづくり推進局長
会計局長
水道局長

各部局

総務部
知事公室
地域振興部
観光局
健康福祉部
こども・女性局
医療政策部
くらし創造部
景観・環境局
産業・雇用振興部
農林部
県土マネジメント部
まちづくり推進局
会計局
水道局

第3編 第7章 第2節 第1

3 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国

に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて保健環境研究センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等によるこころのケアの問題に対応するよう努める。

に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて保健研究センター、景観・環境総合センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等によるこころのケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置に <u>あたって</u> の留意事項
生物剤による攻撃	措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、 <u>保健環境研究センター</u> においては、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を <u>講じる</u> 。

4 汚染原因に応じた対応の表中

汚染原因	措置に <u>当たって</u> の留意事項
生物剤による攻撃	措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、 <u>保健研究センター</u> 、 <u>景観・環境総合センター</u> においては、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を <u>講ずる</u> 。

5 統計数値等の時点修正に伴う変更

変 更 前	変 更 後
第1編 第4章 3 人口分布 国勢調査による <u>内の平成17年10月1日現在の人口</u> は1,421,310人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、 年少人口（15歳未満人口） <u>197,136人</u> （県人口の <u>13.9%</u> ）	第1編 第4章 3 人口分布 国勢調査による <u>県内の平成22年10月1日現在の人口</u> は1,400,728人で、約9割が県の北西部に集中している。同調査による県人口の年齢構成は、 年少人口（15歳未満人口） <u>184,011人</u> （県人口の <u>13.2%</u> ）

変 更 前	変 更 後				
<p>生産人口（15歳以上65歳未満） 938,702人（県人口の66.0%） 老年人口（65歳以上人口） 283,528人（県人口の19.9%） となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。） また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は88.7で、埼玉県に次いで2番目の低さにある。 昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため186,040人、通学のため34,577人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。 市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="161 801 763 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網（H19年末現在）</p> </div> <p>第2編 第1章 第3節 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 施設・設備面の表中</p> <table border="1" data-bbox="161 1066 1079 1220" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">施設・設備面</td> <td style="padding: 5px;">・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</td> </tr> </table>	施設・設備面	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。	<p>生産人口（15歳以上65歳未満） 875,062人（県人口の62.8%） 老年人口（65歳以上人口） 333,746人（県人口の24.0%） となっている。（年齢不詳があるため、総数とは一致しない。） また、本県の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は89.9で、埼玉県、千葉県に次いで3番目の低さにある。 昼間に県外へ流出する人口の内訳は、通勤のため167,994人、通学のため29,229人となっており、京阪神大都市圏の近隣県としてベッドタウン的な側面を持っているといえる。国民保護措置の実施にあたっては、この昼夜間人口の違いに十分留意しなければならない。 市町村別人口密度は、図4のとおりである。</p> <p>4 道路の位置等</p> <div data-bbox="1164 801 1812 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>図5 奈良県の幹線道路網（平成26年4月現在）</p> </div> <p>第2編 第1章 第3節 2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項 施設・設備面の表中</p> <table border="1" data-bbox="1164 1066 2083 1220" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">施設・設備面</td> <td style="padding: 5px;">・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの有効な活用に努める。</td> </tr> </table>	施設・設備面	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの有効な活用に努める。
施設・設備面	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。				
施設・設備面	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの有効な活用に努める。				
6 その他、記述の整理に伴う変更					
第1編 第4章	第1編 第4章				

変更前

6 自衛隊施設等

自衛隊施設は、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に所在している。この施設は、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。また、自衛隊奈良地方協力本部が奈良市高畑町に所在している。
米軍の施設は、県内に存在しない。

第1編 第5章 第2

2 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態の表中

事態例	被害の概要
石油コンビナート ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では対象となる大型の施設がないため、爆発及び火災の発生による直接被害の可能性は少ないと考えられるが、社会経済活動に支障が生ずる。</u>
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では、社会経済活動に支障が生ずる。</u>

第2編 第1章 第1節 第2

6 職員の服務基準

変更後

6 自衛隊施設等

自衛隊施設については、航空自衛隊幹部候補生学校が奈良市法華寺町に、自衛隊奈良地方協力本部が奈良市高畑町に所在しているが、陸上自衛隊駐屯地及び米軍の施設は県内に存在していない。
なお、航空自衛隊幹部候補生学校では、航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っている。

第1編 第5章 第2

2 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態の表中

事態例	被害の概要
石油コンビナート ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内では石油コンビナートは存在しないが、可燃性ガス貯蔵施設は比較的大型のものも含め設置されている。</u>
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <u>※ 県内で発生する可能性はないが、県外で発生すれば、県内でも、社会経済活動に支障が生ずる可能性がある。</u>

第2編 第1章 第1節 第2

6 職員の服務基準

県は、3(1)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

第2編 第1章 第3節

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

県は、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

第2編 第1章 第3節

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。